

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年3月25日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総総第1114号

令和3年3月17日

千葉市監査委員 大 木 正 人  
同 宮 原 清 貴  
同 伊 藤 康 平  
同 向 後 保 雄  
様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達 也

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度監査報告第10号、平成31年度監査報告第10号及び令和2年度監査報告第6号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 歳入に係る督促を適正に行うべきもの（中央区役所、稲毛区役所）</p> <p>    予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>    しかしながら、高齢者福祉事業に係る利用者負担金、福祉手当の過誤払いに係る返納金、児童手当の過誤払いに係る返納金、子ども手当の過誤払いに係る返納金、要保護世帯緊急援護資金貸付金償還金及び生活保護費の過誤払いに係る返納金について、納期限後20日が経過しても督促状による督促は行われていなかった。</p> <p>    歳入に係る督促については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>歳入に係る督促については、令和2年度から、規則に基づき適正に行っている。</p> <p>なお、督促を行っていなかったものについては、平成31年1月までに督促を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ウ 契約書を適正に作成すべきもの（市民局）</p> <p>契約規則第25条によると、随意契約等の相手方を決定したときは、契約書を作成して、契約を締結するとあり、同規則第26条には契約書の作成を省略することができる場合について規定している。</p> <p>しかしながら、地域課題解決ソリューションシステムWi-Fi利用に係る通信サービスについては、契約書の作成を省略することができる場合に該当していないにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> <p>契約書の作成については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>地域課題解決ソリューションシステムWi-Fi利用に係る通信サービスについては、契約相手方が定める契約約款に基づく契約申込書の提出によって契約を締結することから、契約規則第26条第5号の「その他随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき」を適用し契約書の作成を省略することとし、その旨を令和2年度の施行決定に係る決裁文書に明記した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 歳入に係る督促を適正に行うべきもの（美浜区役所）</p> <p>千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）第37条第1項によると、調定した歳入について、納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、心身障害者福祉手当の過誤払に係る返納金については、納期限後20日を経過しても督促状による督促が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>歳入に係る督促については、適正に行われたい。</p>	<p>歳入に係る督促については、令和2年度から、規則に基づき適正に行っている。</p> <p>なお、督促を行っていなかったものについては、令和2年4月までに督促を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 契約事務</p> <p>エ 小規模修繕の発注を適正に行うべきもの（若葉区役所）</p> <p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条によると、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされ、また、「千葉市小規模修繕業者登録制度の実施について」（平成24年3月30日付け資産経営部長通知）によると、予定価格100万円以下の小規模修繕の発注については、原則として「小規模修繕業者登録名簿」に登録されている者（市内事業者）を選定するものとされている。</p> <p>しかしながら、若葉区役所及び若葉保健福祉センターにおける小規模修繕については、準市内業者である庁舎維持管理業務委託事業者へ一者随意契約により発注されていた。</p> <p>小規模修繕の発注については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>若葉区役所及び若葉保健福祉センターにおける小規模修繕の発注については、令和2年度から資産経営部長通知に基づき、小規模修繕業者登録名簿に登録されている市内事業者を選定し、実施している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 劇物の貯蔵又は取扱いについて、法令に基づき適正に届出等を行うべきもの</p> <p>[建設局：下水道排水施設工事（弁天雨水30-2工区）]</p> <p>発注者は、硫酸等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を貯蔵又は取り扱う場合、消防法に基づき、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされているが、本工事では届出がされていない。</p> <p>また、受注者においては、その物質を使用した作業を行う場合、労働安全衛生法に基づき、作業主任者の選任を行わなければならないが、選任されていない。</p> <p>本件のような法令違反が再発することのないよう、法令や制度、技術情報の共有化を図り、法令に基づき劇物の貯蔵又は取扱いに係る届出を適正に行われたい。また、法令に基づき適正に作業主任者の選任等が行われるよう、受注者に対する指導・監督を徹底されたい。</p>	<p>劇物の貯蔵又は取扱いについては、令和2年12月2日に建設局長から関係各所属長に対し劇物の貯蔵又は取扱いに係る届出を適正に行うよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、届出及び作業主任者を選任する旨を特記仕様書に明示するとともに、施工プロセスのチェックリストにより適正に作業主任者の選任等が行われているか確認することを徹底した。</p>